

雇う人も、働く人も、必ずチェック!!

佐賀県の最低賃金

<このリーフレットを事業場の見やすいところに掲示してください。>

佐賀県内の使用者は、これらの最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金は、正規雇用労働者のほか、臨時工・パートタイマー・アルバイト等の非正規雇用の労働者を含むすべての労働者の方に適用されます。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

1 地域別最低賃金

件名	1時間	効力発生日	適用される産業
佐賀県最低賃金	900円	令和5年10月14日	佐賀県内のすべての産業 (ただし、下の2で掲げる「特定(産業別)最低賃金」が適用される産業を除く。)

2 特定(産業別)最低賃金

件名	1時間	効力発生日	適用される産業
一般機械器具製造業関係	974円	令和5年12月29日	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。)、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く。)、建設機械・鉱山機械製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く。)、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社
電気機械器具製造業関係	943円	令和5年12月29日	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社
陶磁器・同関連製品製造業	901円	令和5年12月9日	陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社

右に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金の適用から除外され佐賀県最低賃金の適用を受けます。

①18歳未満又は65歳以上の者

②雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

注1 賃金支払形態が「月給制、日給制、時間給制」に関係なく、1時間の金額が適用されます。

注2 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られ、「時間外、休日、深夜などの割増賃金」、「賞与などの臨時の賃金」及び「精皆勤手当」並びに「通勤手当(交通費)」及び「家族手当」は、対象になりません。

お問い合わせは 佐賀労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

佐賀労働局労働基準部賃金室 0952-32-7179

佐賀労働基準監督署 0952-32-7133 唐津労働基準監督署 0955-73-2179

武雄労働基準監督署 0954-22-2165 伊万里労働基準監督署 0955-23-4155



～ご存じですか『業務改善助成金』～

中小企業の計画的な最低賃金引上げを支援する制度があります。

ご相談 佐賀働き方改革推進支援センター 0120-610-464

佐賀労働局雇用環境・均等室 0952-32-7218

